⑮　特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用対象となる一般用医薬品等を定める。（第二十六条の二十七の三関係）

⑯　既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、適用対象となる特例高齢者等居住改修工事等その他の改修工事の要件を定める。（第二十六条の二十八の五関係）

2　法人課税

(1)　中小企業者等の法人税率の特例について、対象となる法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人の範囲に、マンション除却組合を加える。（第二十七条の三の二関係）

(2)　試験研究を行った場合の特別税額控除制度について、次の見直しを行う。（第五条の三、第五条の四、第二十七条の四、第二十七条の五関係）

イ　通算法人等の過去適用等事業年度における欠損金増加合計額がある場合の通算繰越控除上限額への加算措置について、欠損金増加合計額のうちその通算法人等に帰せられる各欠損金増加額の計算及びその各欠損金増加額を当該通算法人等の所得とみなして計算される法人税の額の細目を定める。

ロ　他の者に委託する試験研究のうち国外において行われる試験研究の範囲を定める。

ハ　税額控除限度超過額の繰越控除に係る措置について、比較試験研究費の額が零である場合には試験研究費の額に係る要件を満たさないものとする。

ニ　特別試験研究費の額の対象となる高度専門知識等を有する者に対して人件費を支出して行う試験研究について、次の見直しを行う。

(イ)　新規高度研究業務従事者の範囲に、博士の学位を授与された者のうちその授与された日から五年以内にその法人の役員又は使用人となったもので、その役員又は使用人となった日から五年を経過していないものを加える。

(ロ)　その試験研究の内容に関する提案が広く一般に又は広くその法人の使用人に募集されたこととの要件を、その試験研究の内容に関する提案が広く一般に又は広くその法人の試験研究に専ら従事する当該法人の使用人に募集されたこととの要件とする。

(ハ)　その試験研究の内容がその試験研究に従事する新規高度研究業務従事者から提案されたものであることとの要件を、その試験研究の内容がその試験研究に専ら従事するその法人の使用人から提案されたものであることとの要件とする。

(3)　中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる特定機械装置等のうち工具の取得価額の最低限度における一事業年度の取得価額の合計額で判定する部分につき、その中小企業者等がその事業年度において、取得等をして国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した四十万円以上（改正前：三十万円以上）の工具の取得価額の合計額が百二十万円以上である場合のその工具とする。（第五条の五、第二十七条の六関係）

(4)　地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、次の見直しを行う。（第五条の六、第二十七条の十二関係）

イ　中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除く。）以外の事業者の対象となる特定建物等の取得価額の最低限度を四千五百万円以上（改正前：三千五百万円以上）に引き上げる。

ロ　就業の機会の創出に著しく資する特定業務施設に係る償却割合及び特別税額控除割合の上乗せ措置について、その特定業務施設の要件を定めるほか、所要の措置を講ずる。

ハ　対象となる法人に事業主都合による離職者がいないこととの要件について、その証明の方法等を定める。

(5)　中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる特定経営力向上設備等のうち工具及び器具備品の取得価額の最低限度を四十万円以上（改正前：三十万円以上）に引き上げる。（第五条の六の三、第二十七条の十二の四関係）

(6)　特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる特定機械装置等の取得価額の最低限度、その事業年度の所得の金額が前事業年度の所得の金額以下である一定の場合等を定める。（第五条の六の六、第二十七条の十二の七関係）

(7)　特定船舶の特別償却制度について、対象資産から、匿名組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供される外航船舶のうち海上運送法の認定事業基盤強化事業者が製造した先進船舶以外のものを除外する。（第五条の八、第二十八条関係）

(8)　特定事業継続力強化設備等の特別償却制度について、対象となる特定事業継続力強化設備等のうち器具備品の取得価額の最低限度を四十万円以上（改正前：三十万円以上）に引き上げる。（第六条の二、第二十八条の五関係）

(9)　特定都市再生建築物の割増償却制度について、対象となる特定都市再生緊急整備地域内において施行される都市再生事業の要件に、公共施設面積割合が百分の十以上であることを加える。（第七条、第二十九条の二関係）

⑩　換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例におけるマンションの建替え等の円滑化に関する法律の権利変換の時において当該権利変換により譲渡した資産（敷地利用権に係る部分に限る。）と施行再建マンションに係る敷地利用権の価額の概算額との差額がある場合における当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額の計算について、マンションの再生等の円滑化に関する法律に規定するマンション再生事業における権利変換を当該特例の対象とすることに伴う所要の措置を講ずる。（第三十九条の二関係）

⑪　中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置について、不適用措置の対象から除かれる法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人の範囲にマンション除却組合を加える。（第三十九条の二十四関係）

⑫　特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例について、対象となる特定株式のうちその取得の日から三年を経過する日までに百分の五十を超える議決権を有することとなることが見込まれる場合における株式に該当するものの範囲及び特別勘定の金額の引継ぎを受けた場合の三年経過特別勘定の金額の益金算入措置等の適用に関する事項を定める。（第三十九条の二十四の二関係）

⑬　中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる事業者の範囲を特定法人以外の事業者については常時使用する従業員の数が四百人以下（改正前：五百人以下）の事業者とする。（第十八条の五、第三十九条の二十八関係）

⑭　投資法人に係る課税の特例における事業年度終了の時において有する特定の資産の総資産に対する割合が二分の一超であることとの要件について、その特定の資産の範囲に含めることができる再生可能エネルギー発電設備を太陽光、風力、水力又は地熱を電気に変換する設備及びその附属設備に限定した上、その再生可能エネルギー発電設備の取得期限を五年延長する。（第三十九条の三十二の三関係）

⑮　認定株式分配に係る課税の特例について、適格株式分配に該当する要件のうち従業者継続要件につき、その割合を百分の八十以上とする等の見直しを行う。（第三十九条の三十四の二関係）

⑯　公益法人等の損益計算書等の提出について、損益計算書等の提出を要しない法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人の範囲に、マンション除却組合を加える。（第三十九条の三十七関係）

3　国際課税

(1)　外国組合員に対する課税の特例について、次の措置を講ずる。（第二十六条の三十、第三十九条の三十三関係）

イ　投資組合事業に係る業務の執行等を行わないこととの要件における投資組合事業に係る業務の執行の承認等から除外される行為の範囲を、その業務の執行を行う者等とその投資組合事業に係る投資組合の有限責任組合員との利益が相反する取引の承認等（改正前：その業務の執行を行う者の自己取引等の承認等）とする。